

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 三六

告 示

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三七

○道路の区域を変更する件二件 三七

○道路の供用を開始する件 三六

公 告

○争議行為を行う旨通知があった件 三六

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三六

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件 三九

○落札者を決定した件五件 三九

○平成二十五年三月二十六日付決定例第二千四百七十三号中 三九

規 則

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第八十六号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一の一の表注中「という。」の下に「及び白河市」を加える。
- 別表第一の二の表注中「及び中核市」を「中核市及び白河市」に改める。
- 別表第二の一の表注及び二の表注中「中核市」の下に「及び白河市」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（都市計画課）

告 示

福島県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月四日から同年十二月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品会津アピオ店 福島県会津若松市町北町大字始字宮前十番地一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道関都 停車場金 田線	耶麻郡猪苗代町大字関 都字清水下二一九七番 一地先から	変更前 四・〇〇 一六・二		三七三・四
	同 郡同 町大字関 都字菱沼東六五三番一 地先まで	変更後 一〇・〇〇 六三・〇		三七三・四

福島県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉岩 間植田線	いわき市岩間町岩下六 三番一地从先から 同 市岩間町川田九 一番一地从先まで	変更前	A	八・〇
		変更後	B A	八・〇 八二・五 九〇・六

(道路計画課)

福島県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道関都停車場金田線	耶麻郡猪苗代町大字関都字清水下 二一九七番一地从先から 同 郡同 町大字関都字菱沼東 六五三番一地从先まで	平成二十七年十一月四日

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長長野地寿子から医療・介護・福祉労働者の大幅増員、夜勤の改善、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、平成二十七年十月二十一日付で通知があった。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

一日時 平成二十七年十一月六日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきようクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事務所、通所リハビリテーションTRY、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年十一月四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

梁川町土地改良区

退任した役員

役員 氏名

住所

理事 萩原 征治 伊達市梁川町字北新井一七六番地三
同 齋藤 剛一 同 市梁川町舟生字原町五〇番地
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 渡邊 茂 伊達市梁川町字天神町四〇番地
同 穴戸 久徳 同 市梁川町舟生字馬坂七九番地

(農村計画課)

公告第二百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十七年十一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 赤間 又治

住所
福島市笹木野字鎌古屋前二五番地

(農村計画課)

公告第二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十七年十一月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称
社川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 石井 精治

住所
石川郡浅川町大字浅川字荒町四七番地

(農村計画課)

公告第258号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
3次元微細レーザー加工装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額
53,568,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年7月21日

(入札用度課)

公告第259号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンタ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
- 5 落札金額
29,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年8月4日

(入札用度課)

公告第260号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
エックス線回折装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町卸一丁目62番地1
- 5 落札金額
23,317,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年7月31日

(入札用度課)

公告第261号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マシニングセンタⅡ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年9月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
- 5 落札金額
42,120,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年8月14日

(入札用度課)

公告第262号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年11月4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
旋盤 19式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
美和電気工業株式会社 東京都新宿区新宿二丁目8番1号
- 5 落札金額
85,096,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年9月1日

(入札用度課)

一三五	ページ	○平成二十五年三月二十六日付け定例第二千四百七十三号中	正	正 誤
上	段			
ら一七	行	後ろか		
		し、第十二号を		
		同項中第十三号を第十四号と		
		同項中第十二号を		
			誤	